

# 他人の行為により事故にあったとき (第三者行為) の手続き

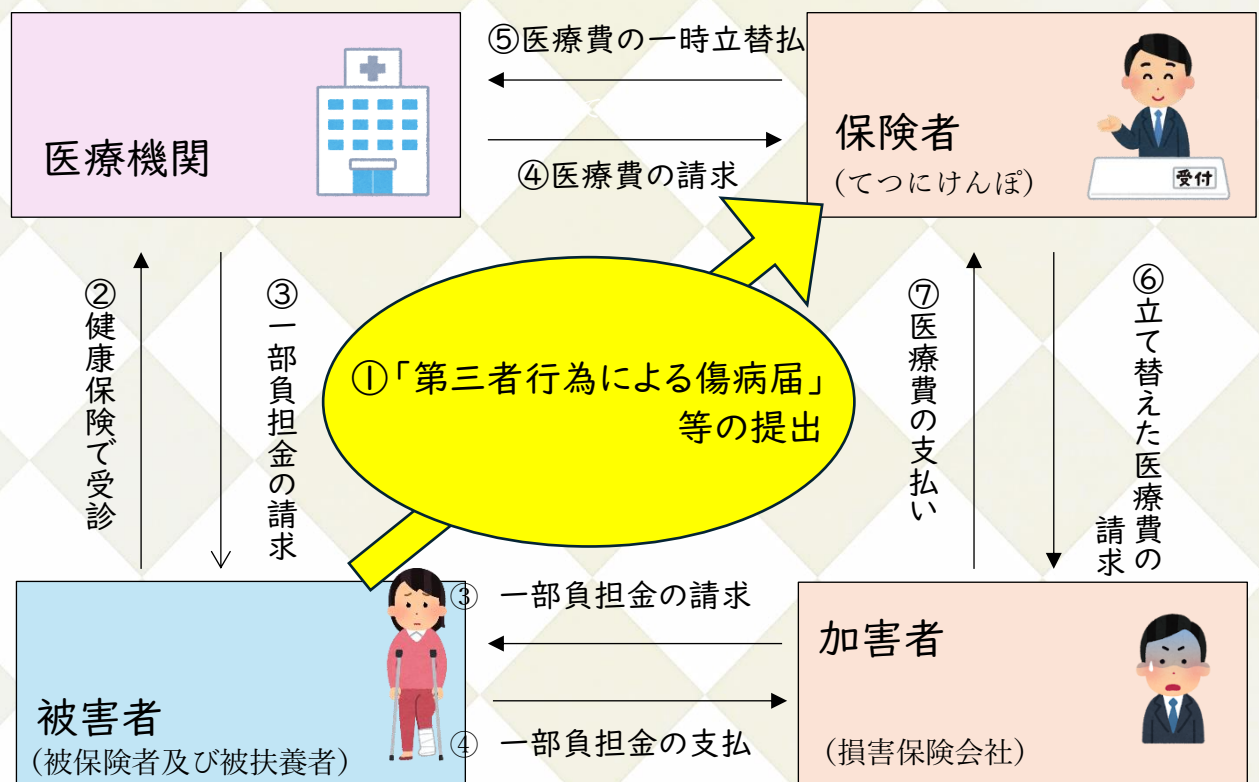
第三者行為により負傷した場合、「第三者行為による傷病届」等を提出することにより

**保険証を利用できます。**

第三者行為による負傷は、本来加害者が支払うべきものですので、健康保険を利用する＝健康保険組合が一時的に立て替えるということになります。

この立て替えた部分の医療費を加害者に請求する際に第三者行為による傷病届等が必要になりますので、必ず健康保険組合に提出してください。

すぐに提出できない場合は、取り急ぎ事故等の状況をお電話等により当組合まで、ご報告いただき、後日、できるだけ早く届け出をお願いします。



## 示談の前には健保へご連絡ください

健康保険で治療を受けられた場合、健康保険組合が加害者に対して医療費の請求を行うこととなりますが、当事者同士で時短をしますと、正当な請求ができなくなることがあります。その場合、かかった医療費を被害者に請求することとなりますので、示談する前に必ずご相談ください。